

平成29年度 川崎市公共施設利用予約システム関連広告掲載契約 仕様書

1 履行内容

川崎市は、下記2に定める川崎市公共施設利用予約システム（以下、「ふれあいネット」という。）関連の各広告掲載媒体に指定広告掲載担当業者（以下、「広告代理店」という。）が契約内容に基づいて作成した広告を掲載する。

広告代理店は、契約内容に基づき、広告の完全版下原稿（以下、「広告原稿」という。）を川崎市に納品する。

2 広告掲載媒体の概要

(1) ふれあいネットホームページ

ア URL

平成29年4月1日稼働開始のため、未定

イ アクセス数

約160,000件/月平均

（現行ふれあいネットのトップページ、平成27年4月～平成28年3月実績）

ウ 広告掲載枠数

10枠

エ 広告掲載位置

新ふれあいネットの簡易版及び多機能版の各トップページ下部

オ 広告規格

(ア) 画像の大きさ

縦60ピクセル×横120ピクセル

(イ) 画像の形式

GIF（アニメ不可）、JPEG、PNG

(ウ) 画像の容量

20KB以内

カ 広告掲載期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで（1ヶ月単位で申込可能）

キ 提示期日

掲載前月5日（閉庁日の場合は翌開庁日）

ク 納品期日

掲載前月20日（閉庁日の場合は翌開庁日）

(2) ふれあいネット利用案内リーフレット

ア 作成・配布目的

ふれあいネットについて、市民向けに利用方法や利用可能施設、受付場所等の概略をまとめたリーフレットを作成し、関係施設の窓口等で配布することにより、ふれあいネットの周知を図るとともに、市民が利用する際の案内に活用する。

イ 規格

A4判4ページ（表紙・裏表紙含む）

ウ 作成部数

9,000部／年平均（平成24年～平成28年実績）

エ 配布先

ふれあいネット利用者登録受付場所（54箇所：平成28年4月時点） ほか

オ 広告掲載位置

裏表紙の下半面（分割掲載可）

カ 広告掲載期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

キ 提示期日

平成29年1月10日

ク 納品期日

平成29年1月31日

(3) ふれあいネット利用の手引き

ア 作成・配布目的

ふれあいネットについて、市民向けに利用方法や利用可能施設、受付場所等の詳細をまとめた手引きを作成し、関係施設の窓口等で配布することにより、ふれあいネットの周知を図るとともに、市民が利用する際の案内に活用する。

イ 規格

A4判50～60ページ（表紙・裏表紙含む）

ウ 作成部数

12,000部／年平均（平成24年～平成28年実績）

エ 配布先

ふれあいネット利用者登録受付場所（54箇所：平成28年4月時点） ほか

オ 広告掲載位置

表紙見開き左側1ページ全面、裏表紙見開き右側1ページ全面及び裏表紙下半面の計A4判2.5ページ（1ページの中での分割掲載可）

カ 広告掲載期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

キ 提示期日

平成 29 年 1 月 10 日

ク 納品期日

平成 29 年 1 月 31 日

3 掲載可能な広告主及び広告内容の範囲

- (1) 広告代理店は、川崎市広告掲載要綱、川崎市広告掲載基準、川崎市ホームページバナー広告表現ガイドラインその他川崎市が定める広告関連規定を遵守すること
- (2) 広告は、文字の大きさや配色にできるだけ留意し、誰にでも見やすい広告とすること

4 広告主の優先順位

広告代理店は、広告主の選定にあたっては、地域性及び公共性の高いものを優先し、次の順序になるよう配慮すること。

- (1) 国、地方公共団体、川崎市の出資法人、川崎市の指定管理者制度導入施設、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) (2)以外の私企業または自営業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) (2)及び(3)以外の私企業または自営業等

5 広告原稿の作成及び納品

- (1) 広告原稿の作成及び校正は、広告代理店の責任と負担において行うこと
- (2) 広告代理店は、上記 3 に従って内容を事前に確認したうえで、上記 2 の各提示期日までに広告主及び広告原稿を川崎市に提示すること
- (3) 提示された広告主及び広告原稿について、川崎市による審査にて上記 3 に抵触すると認められた場合、広告代理店は川崎市の指示に従い広告主の変更や広告原稿の修正もしくは再作成等を行うこと
- (4) 川崎市による審査にて承認を得た後、広告代理店は広告原稿を上記 2 の各納品期日までに納品すること
- (5) 広告代理店が上記 5 (2)もしくは 5 (4)に定める内容を履行できない場合は、その広告枠に川崎市の指定する広告等を掲載できるものとする
- (6) 上記 5 (5)の場合において、広告代理店は契約金額を減額することを川崎市に請求できないものとする

6 支払方法

広告代理店は、契約金額を広告料として、平成 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間内で川崎市が指定する期日までに、川崎市が発行する納入通知書により納入するものとする。

なお、広告代理店が期間内に支払わない場合の督促及び延滞金の徴収については、川崎市債権管理条例及び川崎市債権管理規則の定めるところによる。

7 その他留意事項

- (1) 同一の広告主の広告は、1つの掲載媒体の中で重複して掲載しないこと
- (2) 川崎市は、広告又はリンク先ホームページの内容等により広告代理店、広告主又は第三者が受けた損害については、一切責任を負わない
- (3) 広告代理店は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならず、この契約が終了した後も同様とする
- (4) 定めのない事項又は不明な点がある場合は、その都度川崎市と協議すること